都道府県名 山形県 市区町村名 山形市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

I		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0)うち、ふるさと	こ納税ワンストッ	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	1,839	187, 639, 371	79, 082, 702	588	31, 899, 003	18, 127, 341	3, 208, 439		
	道府県民税	1,838	187, 617, 371	52, 721, 151	588	31, 899, 003	12, 085, 081	2, 139, 059		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附。 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	43	1, 610, 837	91, 491	306	97, 267, 817	1, 517, 913	
道府県民税	43	1, 610, 837	60, 994	306	97, 277, 817	1, 012, 348	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの			±,	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	81	23, 309, 329	6, 495, 672	75	16, 980, 000	31	1, 461, 618	59	4, 867, 711
道府県民税	81	23, 309, 329	4, 330, 457	75	16, 980, 000	31	1, 461, 618	59	4, 867, 711

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	2, 269	309, 827, 354	87, 187, 778				
道府県民税	2, 268	309, 815, 354	58, 124, 950				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例制度は、納税者にとっては確かに便利な制度だが、制度の周知が足りず 結果特例が無効になった方への対応等で業務量が増えている。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

当市では、法律に基づきワンストップ特例制度が無効になった方全て(申告等で寄付金控除を申告している人も含む)に通知を送付している。これに対して、申告している人にこういった紛らわしい通知を送付する必要はないのではないかという意見が多く寄せられた。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

まだまだ制度の周知が足りず、ワンストップの特例の申請を出して、確定申告を提出する人が多く見受けられる。

もう少し制度周知に力を入れていくべきだと考える。

都道府県名 山形県 市区町村名 米沢市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

I		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分			(日7三八				ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	310	29, 866, 478	12, 867, 725	103	5, 186, 100	2, 926, 186	478, 588		
	道府県民税	310	29, 866, 478	8, 578, 540	103	5, 186, 100	1, 950, 822	319, 075		

区分		に規定する寄附	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	31	301, 000	14, 340	72	34, 496, 579	1, 193, 558
道府県民税	31	301,000	9, 560	72	34, 496, 579	795, 706

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの							
区分				左の内訳 都道府県、市町村、特別区に 共同募金、日本赤十字社に対 条例で定める 対する寄附金 する寄附金					ものに対する寄附金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	15	4, 783, 000	1, 332, 199	9	3, 701, 000	8	176, 000	15	906, 000	
道府県民税	15	4, 783, 000	888, 134	9	3, 701, 000	8	176, 000	15	906, 000	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	428	69, 447, 057	15, 407, 822				
道府県民税	428	69, 447, 057	10, 271, 940				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

295 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特になし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 山形県 市区町村名 鶴岡市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
区分				左0)うち、ふるさと	: 納税ワンストッ	ップ特例制度適用分			
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
市町村民税	426	33, 743, 001	14, 704, 350	150	7, 377, 501	4, 187, 711	758, 283			
道府県民税	426	33, 743, 001	9, 802, 991	150	7, 377, 501	2, 791, 856	505, 542			

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	20	2, 415, 985	127, 301	308	9, 890, 000	554, 220	
道府県民税	20	2, 415, 985	84, 868	308	9, 890, 000	369, 480	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂									
	0342791) 40% BX 1CE	A		左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	31	13, 437, 900	4, 356, 554	22	12, 835, 000	17	97, 900	24	505, 000		
道府県民税	31	13, 437, 900	2, 904, 370	22	12, 835, 000	17	97, 900	24	505, 000		

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	785	59, 486, 886	19, 742, 425				
道府県民税	785	59, 486, 886	13, 161, 709				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

150 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

ワンストップ特例申請により寄附金控除の申告は不要との認識でふるさと納税を除いて申告した方が7名(5%程度)いた。今後、件数が倍増していく場合は、年末調整の項目とすることも賦課事務の軽減につながるのではないか。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

ワンストップ特例申請をする方は一部職種(医師、公務員など)にかたよっており、制度を周知しているためか、問い合わせ等は特になかった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

本市への実績から寄附金の増額を予想したが、前年の寄附額の165%の増加となり、予測を下回る結果となった。人口増加、企業誘致等よりリスクもなく簡単に増税できる手段として各自治体で返礼品を充実させ、今後益々寄付額が伸びていくと予想されるが、返礼品で寄附先を選んでいて、自分がどこの自治体に寄附したか認識していない方もいることは今後の課題ではないか。

都道府県名 山形県 市区町村名 酒田市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
区分				左0	りうち、ふるさと	と納税ワンストッ	ノプ特例制度適用分		
人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
市町村民税	411	53, 205, 604	20, 555, 754	136	6, 260, 000	3, 531, 201	570, 717		
道府県民税	411	53, 205, 604	13, 707, 325	136	6, 260, 000	2, 357, 623	383, 967		

区分		の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	68	2, 217, 215	124, 873	55	5, 443, 845	320, 031	
道府県民税	68	2, 217, 215	83, 249	55	5, 443, 845	213, 354	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの			+-	24.30		
区分				左の内訳 都道府県、市町村、特別区に 共同募金、日本赤十字社に対 条例で定めるものに対 対する寄附金 する寄附金 金					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	26	12, 191, 400	2, 269, 068	19	5, 311, 000	24	3, 194, 900	14	3, 685, 500
道府県民税	26	12, 191, 400	1, 512, 712	19	5, 311, 000	24	3, 194, 900	14	3, 685, 500

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	560	73, 058, 064	23, 269, 726				
道府県民税	560	73, 058, 064	15, 516, 640				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

338 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特例制度対象者の情報が、期日を過ぎてから該当自治体から送付されるケースが多く、賦課業務が煩雑になった。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

都道府県名 山形県 市区町村名 新庄市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

Ī		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分			(日7三八	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分					
		人数(人) 寄附金額(円)		控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	108	9, 827, 000	4, 023, 185	23	814, 000	459, 868	67, 719		
	道府県民税	108	9, 827, 000	2, 682, 141	23	814, 000	306, 586	45, 147		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 こ規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	15	137, 127	6, 428	59	1, 770, 000	99, 120	
道府県民税	15	137, 127	4, 286	15	648, 000	24, 720	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの	左の内訳						
区分	区分			都道府県、市町村、特別区に 共同募金、日本赤十字社に対 対する寄附金 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金				
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	15	5, 727, 887	1, 146, 748	7	2, 932, 000	11	169, 187	15	2, 626, 700	
道府県民税	14	5, 351, 187	749, 511	7	2, 932, 000	10	168, 187	14	2, 251, 000	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	197	17, 462, 014	5, 275, 481				
道府県民税	152	15, 963, 314	3, 460, 658				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

51 件

- 3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。
- ・地方税法附則第7条第6項(第13項)後段に規定する通知に関し様式を定めてもらいたい。
- ・申告特例通知書が届いてからの処理を行う時間的余裕が足りない。
- 4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

- 5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。
- ・ワンストップ特例制度によって市民税から控除した所得税相当額について、相応の補てんをしてもらいたい。
- ・導入時の趣旨と実態が乖離しており、もはや「ふるさと」に対する「寄附」とは言えなくなっている。

都道府県名 山形県 市区町村名 寒河江市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

Ī		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分			(日7三八	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分					
		人数(人) 寄附金額 (円)		控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	151	10, 097, 220	4, 240, 075	57	2, 312, 256	1, 299, 393	179, 453		
	道府県民税	151	10, 097, 220	2, 828, 181	57	2, 312, 256	867, 726	121, 099		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 こ規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	8	64, 080	2, 885	29	2, 596, 660	152, 321	
道府県民税	8	64, 080	1, 924	32	2, 786, 460	108, 900	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
						左位	の内訳		
区分			都道府県、市町村、特別区に 共同募金、日本赤十字社に 対する寄附金 する寄附金			ナ 条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	20	2, 488, 005	556, 465	10	1, 249, 000	17	646, 400	12	592, 605
道府県民税	20	2, 523, 005	372, 377	10	1, 249, 000	17	646, 400	14	627, 605

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	208	15, 245, 965	4, 951, 746				
道府県民税	211	15, 470, 765	3, 311, 382				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

159 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

ワンストップ特例制度を利用した方で、その後確定申告を行っている方が何名かおり、確定申告の際ワンストップで申請したふるさと納税分を寄付金控除として計上していない人もみうけられました。ワンストップ特例制度利用者でその後確定申告に切り替える場合の具体的な手順等を利用者の方にもっと明示すべきではないかと感じました。また、前述のような方が確定申告をする際にはふるさと納税の寄附金受領証明書が必要になると思われますが、自治体によってワンストップ特例制度利用者には寄附金受領証明書を送付するところと、請求されなければ送付しないところがあるという話も聞いております。そういった自治体間での取り扱いの相違といった部分もワンストップ特例制度利用者に混乱を招く一因ではないかと考えています。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

制度についてのご意見やご要望などはふるさと納税担当課で対応させていただいております。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

上記3に記入させていただいたような部分等ふるさと納税をしていただくにあたって、よりわかりやすい環境整備がなされればよいと思っております。

都道府県名 山形県 市区町村名 上山市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左の)うち、ふるさ <i>も</i>	こ納税ワンストッ	ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
	市町村民税	110	147, 707, 000	3, 188, 312	43	1, 483, 000	819, 795	91, 161			
	道府県民税	110	147, 707, 000	2, 125, 568	43	1, 483, 000	546, 543	60, 780			

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号に 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	9	293, 000	16, 500	16	2, 969, 133	167, 110
道府県民税	9	293, 000	11,000	16	2, 969, 133	111, 407

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	1	105, 000	39, 289	1	100, 000			1	5, 000	
道府県民税	1	105, 000	26, 193	1	100,000			1	5, 000	

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	136	151, 074, 133	3, 411, 211				
道府県民税	136	151, 074, 133	2, 274, 168				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

都道府県名 山形県 市区町村名 村山市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0)うち、ふるさ <i>も</i>	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
	市町村民税	63	6, 172, 500	2, 208, 370	15	527, 000	281, 134	28, 690			
	道府県民税	63	6, 172, 500	1, 472, 624	15	527, 000	187, 800	19, 494			

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) (条例で定めるものに対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	2	60, 000	3, 360	14	268, 949	14, 457
道府県民税	2	60, 000	2, 240	14	268, 949	9, 639

	3つのうちい	ずれか2以上に誌	亥当するもの			4-	n 4-20		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		左の内訳 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	2	43, 800	11, 568	1	20, 000	2	2, 800	1	21, 000
道府県民税	2	43, 800	7, 712	1	20,000	2	2,800	1	21, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	81	6, 545, 249	2, 237, 755				
道府県民税	81	6, 545, 249	1, 492, 215				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

37 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例を申請したうえで確定申告をしている方など、個別に確認するケースが増加した。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

申告特例控除額分を補填する交付金等の検討。

都道府県名 山形県 市区町村名 長井市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0) うち、ふるさ l	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額			
l							(円)	左のうち、申告特例控除額(円)		
	市町村民税	82	5, 177, 100	2, 177, 614	24	769, 000	405, 272	54, 410		
	道府県民税	82	5, 177, 100	1, 451, 762	24	769, 000	270, 189	36, 277		

区分		の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	17	173, 700	7, 800	25	8, 653, 952	472, 588	
道府県民税	17	173, 700	5, 200	24	8, 618, 952	313, 739	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの			da.	n da 20		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		左の内訳 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	4	1, 091, 700	375, 402	2	1, 024, 000	3	12, 700	2	55, 000
道府県民税	4	1, 071, 700	249, 868	2	1, 024, 000	3	12, 700	2	35, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	128	15, 096, 452	3, 033, 404				
道府県民税	127	15, 041, 452	2, 020, 569				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

49 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

ワンストップ特例制度開始初年度ということで特例通知書処理に係る業務が新たに発生した訳だが それほど混乱もなく感じられた。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特例控除額との関係性があり、いったいいくら寄付すれば一番ベストなのか。との問い合わせあり。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ワンストップ特例や特例控除の拡大により控除対象者は相当増加している。今後も一定程度の増加が 見込まれるが、贈呈品の適正化など制度本来の趣旨にそった制度となるよう期待したい。

都道府県名 山形県 市区町村名 天童市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

I		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分			(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	251	21, 893, 500	8, 969, 156	95	3, 825, 500	2, 175, 646	346, 206		
	道府県民税	251	21, 893, 500	5, 979, 498	95	3, 825, 500	1, 450, 462	230, 818		

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	5	1, 137, 000	67, 620	31	4, 297, 630	254, 143
道府県民税	5	1, 137, 000	45, 080	31	4, 297, 630	169, 428

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
				如学应用 十四	F++ #4.0(F7)>		の内訳	タロベウムフ	
区分					T村、特別区に 寄附金		本赤十字社に対 寄附金	余例 () 正める	ものに対する寄附 金
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	7	397, 100	112, 059	7	280, 000	4	31, 100	3	86, 000
道府県民税	7	397, 100	74, 707	7	280, 000	4	31, 100	3	86, 000

		合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)						
市町村民税	294	27, 725, 230	9, 402, 978						
道府県民税	294	27, 725, 230	6, 268, 713						

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

202 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

寄附自治体からの申告特例通知書の送付提出締切が1月31日と、給与支払報告書等の各種課税資料の提出締切日と重複しており、資料整理の最盛期である。また、ワンストップ特例制度の対象者に該当しない場合には、その旨の通知等を行う必要があるため、通知書を優先的に処理しなければならない。これにより、通常業務である課税資料の整理を圧迫している。

- 4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。
- ・ふるさと納税をすることで、自分の税額はどれだけ安くなるか。
- ・ふるさと納税を(特例控除額部分の限度額をふまえると)いくらまですると、無駄がないのか。 ワンストップ特例制度に限らず、ふるさと納税制度を利用することで、寄附金税額控除の適用を受けて どれだけ税額が有利になるのかという問い合わせが大部分を占めている。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ふるさと納税の意義として、納税者の税に対する意識の向上という点があげられる。ふるさと納税は、 一定額においては納税義務者自身が、実質的に住民税の納税地を選択することができる制度ともいえ、 意義が大きい。昨今の節税意識の高まりと相まって、住民から注目が集まっているため、単に返礼品ば かりに関心が向けられる「通販サービス」で終わらないような運用が望まれるところである。

都道府県名 山形県 市区町村名 東根市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0)うち、ふるさと	こ納税ワンストッ	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	180	25, 974, 000	6, 898, 676	72	3, 305, 000	1, 718, 600	238, 563		
	道府県民税	180	25, 974, 000	4, 599, 156	72	3, 305, 000	1, 145, 756	159, 040		

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定す 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	6	49, 300	2, 238	19	1, 201, 504	69, 812
道府県民税	6	49, 300	1, 492	19	1, 201, 504	46, 541

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	を当するもの						
) 4 0 1 2 1 <u>1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </u>	A			左位	の内訳		
区分					万村、特別区に 寄附金		本赤十字社に対 客附金	条例で定める	ものに対する寄附 金
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	2	1, 280, 000	76, 560	0	0	2	1, 050, 000	2	230, 000
道府県民税	2	1, 280, 000	51, 040	0	0	2	1, 050, 000	2	230, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	207	28, 504, 804	7, 047, 286				
道府県民税	207	28, 504, 804	4, 698, 229				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

寄附金税額控除に係る申告特例通知書の取り扱いに関する事務処理が複雑で、負担が大きくなった。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

ふるさと納税に係る寄附金税額控除額は、寄附金全体の税額控除額のうち9割以上を占め、税収に 非常に大きな影響を与える要因になっており、当初賦課事務の際の負担も年々大きくなっているので、 制度本来の趣旨を逸脱しない範囲での運用がなされるべきと考えます。

都道府県名 山形県 市区町村名 尾花沢市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

Ī		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0)うち、ふるさと	こ納税ワンストッ	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	39	2, 807, 040	1, 170, 546	10	648, 000	376, 185	77, 488		
	道府県民税	39	2, 807, 040	780, 370	10	648, 000	250, 793	51, 661		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税				14	218, 100	11, 406	
道府県民税				6	46, 000	1, 360	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの								
) 4 0 1 2 1 <u>1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </u>	A		左の内訳						
区分					万村、特別区に 寄附金		本赤十字社に対 客附金	条例で定める	ものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	5	572, 600	111, 101	3	190, 000	3	12, 600	5	370, 000		
道府県民税	5	464, 600	69, 748	3	190, 000	3	12, 600	3	262, 000		

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	58	3, 597, 740	1, 293, 053				
道府県民税	50	3, 317, 640	851, 478				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

25 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

申告特例通知書を受取る時期が、本市においては申告相談開始後であったため、仮に制度適用者が申告を行った場合の対応が遅れ双方でのトラブル発生も考えられた。申請及び通知発送時期などを検討すべきである。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

所得税の所得控除と住民税の税額控除との違いが分からず、分かりやすい

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください

住民税での特例控除を受けることにより、ふるさと納税者にとっては返礼品とともに非常に納税しやすい環境となり、さらに自治体での納税収入の増額が見込まれている。一方で高額所得者の高額寄附などは、過大な節税効果があるのではないかと思われる部分では、今後さらに運用する中で検討すべき事項でないかと思われる。また、マイナンバーの本格始動までの暫定的な運用であるワンストップ特例についても前項で記載したとおり、寄付者や受入れ自治体、課税事務にとってトラブルのないような事務手続きとするべきである。

都道府県名 山形県 市区町村名 南陽市

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

Ī			地方税法第3	37条の2第1項第1	1号又は第314条	の7第1項第1号に	二規定する寄附金	€に係るもの			
		(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分				左0)うち、ふるさ	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
	市町村民税	92	8, 342, 300	3, 431, 186	30	1, 259, 000	707, 708	90, 977			
	道府県民税	92	8, 342, 300	2, 287, 480	30	1, 259, 000	471, 814	60, 655			

区分	地方税法第37条 7第1項第2号((共同募金、	条の2第1項第3号 項第3号及び第4 附金に係るもの めるものに対す	号に規定する寄			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	9	131, 700	6, 762	20	2, 798, 565	165, 634
道府県民税	9	131, 700	4, 440	24	3, 240, 933	127, 478

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
						左位	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数(人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	4	759, 700	209, 986	3	565, 000	1	10,000	4	184, 700
道府県民税	5	790, 400	141, 510	3	565, 000	2	10, 700	5	214, 700

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	125	12, 032, 265	3, 813, 568				
道府県民税	130	12, 505, 333	2, 560, 908				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

69 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特にありません。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特にありません。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特にありません。

都道府県名 山形県 市区町村名 山辺町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0)うち、ふるさと	こ納税ワンストッ	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	29	1, 279, 000	599, 424	15	644, 000	365, 748	46, 740		
	道府県民税	29	1, 279, 000	399, 616	15	644, 000	243, 832	31, 160		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	14	1, 055, 798	59, 665	32	22, 105, 195	1, 317, 972	
道府県民税	14	1, 055, 798	39, 778	32	22, 105, 195	849, 864	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	2	100, 700	1, 722	2	50, 000	2	50, 700	0	0	
道府県民税	2	100, 700	0	2	50,000	2	50, 700	0	0	

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	77	24, 540, 693	1, 978, 783					
道府県民税	77	24, 540, 693	1, 289, 258					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

ワンストップ特例を希望した方が申告された場合に、寄付金控除の申告もれが何件かあり、 まだ制度の内容が深く浸透していないと感じている。

- 4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。
- ・控除限度額をもっと上げて欲しい。
- ・返礼品の金額をわかるようにして欲しい。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

平成28年度全体の税額に占める、税額控除額の割合はさほど大きくなかったが、今後他市町村へのふるさと納税が増えていった場合の税収や費用対効果がどこまであるのか懸念される。

都道府県名 山形県 市区町村名 中山町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左の)うち、ふるさ	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	43	2, 769, 000	1, 200, 797	16	733, 000	411, 211	62, 467		
	道府県民税	42	2, 759, 000	800, 123	16	733, 000	274, 146	41, 648		

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	2	33, 000	1,740	7	211, 400	11, 844	
道府県民税	2	33, 000	1, 160	4	146, 000	5, 520	

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	1	40,000	2, 280			1	10,000	1	30, 000		
道府県民税	1	10,000	320			1	10,000	1			

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	53	3, 053, 400	1, 216, 661					
道府県民税	49	2, 948, 000	807, 123					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

17 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

なし。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

なし。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

なし。

都道府県名 山形県 市区町村名 河北町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0	りうち、ふるさと	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
Ī	市町村民税	63	6, 680, 000	2, 631, 739	27	1, 062, 000	602, 191	87, 523			
j	道府県民税	63	6, 680, 000	1, 755, 116	27	1, 062, 000	402, 084	58, 972			

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (美同募金、日本赤十字に対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	10	782, 300	45, 738	7	573, 138	33, 549	
道府県民税	10	782, 300	30, 492	7	573, 138	22, 366	

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	1	605, 000	212, 580	1	600, 000	1	5, 000				
道府県民税	1	605, 000	141, 720	1	600,000	1	5, 000				

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	81	8, 640, 438	2, 923, 606					
道府県民税	81	8, 640, 438	1, 949, 694					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

都道府県名 山形県 市区町村名 西川町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分			(有以旦が	対宗、中町村、特別区に対する育附金) 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分							
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	21	1, 223, 000	493, 733	5	120, 000	66, 005	6, 130				
	道府県民税	21	1, 223, 000	329, 158	5	120, 000	44, 005	4, 086				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	0	0	0	4	399, 000	23, 460	
道府県民税	0	0	0	3	99, 000	3, 720	

	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	1	1, 048, 000	47, 184	0	0	1	1, 000, 000	1	48, 000	
道府県民税	1	1, 048, 000	31, 456	0	0	1	1, 000, 000	1	48, 000	

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	26	2, 670, 000	564, 377					
道府県民税	25	2, 370, 000	364, 334					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

特になし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 山形県 市区町村名 朝日町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左の	りうち、ふるさと	と納税ワンストッ	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	15	573, 000	252, 996	1	10,000	4, 801	246		
	道府県民税	15	573, 000	164, 185	1	10,000	3, 201	164		

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	1	40, 000	2, 280	14	1, 178, 600	55, 536
道府県民税	1	40,000	1, 520	3	514, 000	11, 960

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
							の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	1	130, 000	9, 600	1	80,000			1	50, 000
道府県民税	1	80,000	4, 400	1	80,000				

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	31	1, 921, 600	320, 412					
道府県民税	20	1, 207, 000	182, 065					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

ワンストップ特例対象外の方(事業所得等があり確定申告をする必要のある方等)が特例の利用申請をする事例が多くあったため、制度内容についてもっと周知を徹底する必要があると感じた。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

都道府県名 山形県 市区町村名 大江町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分				左の)うち、ふるさ	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
7	可村民税	27	2, 035, 580	791, 590	9	310, 000	151, 710	27, 078				
道	首府県民税	27	2, 035, 580	527, 731	9	310, 000	113, 878	18, 054				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	0	0	0	1	3, 000	60
道府県民税	0	0	0	3	401, 161	15, 807

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	1	60, 000	31, 247	1	60,000			1			
道府県民税	1	72, 000	21, 312	1	60, 000			1	12, 000		

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	29	2, 098, 580	822, 897					
道府県民税	31	2, 508, 741	564, 850					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 山形県 市区町村名 大石田町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

Ī			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分			(相)1旦/1	^{5 京} 、川町村、村加区に対する省刊金) 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分							
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	10	325, 000	138, 630	3	40, 000	20, 403	1, 289				
	道府県民税	10	325, 000	92, 422	3	40, 000	13, 603	859				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	1	3, 000	60	5	188, 000	10, 680
道府県民税	1	3, 000	40	1	30, 000	1, 120

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	4	132, 900	24, 922	2	50, 000	3	31, 700	3	51, 200	
道府県民税	4	82, 900	14, 615	2	50, 000	3	31, 700	3	1, 200	

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	20	648, 900	174, 292					
道府県民税	16	440, 900	108, 197					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

3 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

賦課期日前転出者が転出前にふるさと納税をしていた場合、各市町村での対応が異なるため、具体的な 対応例を出してほしい

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 山形県 市区町村名 金山町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

Ī			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの									
	区分			(都道府	近県、市町村、特別区に対する寄附金) 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分							
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	17	380, 000	160, 663	2	30, 000	15, 583	1,003				
	道府県民税	17	380, 000	107, 137	2	30, 000	10, 417	697				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	2	60, 000	3, 360	8	702, 000	41, 160
道府県民税	2	60, 000	2, 240	4	568, 000	22, 400

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
						左位	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数(人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	1	520, 000	31, 080	0	0	1	500, 000	1	20, 000
道府県民税	1	520, 000	20, 720	0	0	1	500, 000	1	20, 000

		合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)						
市町村民税	28	1, 662, 000	236, 263						
道府県民税	24	1, 528, 000	152, 497						

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

2 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

特例適用件数が現時点で2件という事もあり制度の影響をあまり実感できない。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特例制度に興味があり実際に申請をしたものの、還付申告が必要になり特例制度を体験する事ができなかったとの声があった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

担当の課からは、現在お礼の品物合戦のような状況にあり、本来の主旨であるふるさとを応援するための寄付金という目的に沿うような修正が必要であるとの意見があった。

都道府県名 山形県 市区町村名 最上町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0) うち、ふるさ <i>も</i>	ニ納税ワンストッ	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	9	338, 000	161, 314	3	108, 000	61, 203	5, 454		
	道府県民税	9	338, 000	107, 546	3	108, 000	40, 803	3, 636		

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	2	8, 000	240	12	863, 000	50, 340	
道府県民税	2	8, 000	180	2	13, 000	360	

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	0	0	0								
道府県民税	0	0	0								

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	23	1, 209, 000	211, 894					
道府県民税	13	359, 000	108, 086					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

12 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

当町においては、件数自体が少なかったので、特にございません。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 山形県 市区町村名 舟形町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0) うち、ふるさ b	こ納税ワンストッ	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	8	3, 070, 000	1, 053, 876	1	10,000	4, 320	4, 320		
	道府県民税	8	3, 070, 000	702, 584	1	10, 000	2, 880	2, 880		

区分		の2第1項第2号 こ規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	3	122, 000	6, 960			
道府県民税	3	122, 000	4, 640			

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
	, -	, , ,				左位	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	1	21,000	4, 758	1	20, 000	1	1,000		
道府県民税	1	21,000	3, 172	1	20,000	1	1,000		

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	12	3, 213, 000	1, 065, 594				
道府県民税	12	3, 213, 000	710, 396				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 山形県 市区町村名 真室川町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

I		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分			(4,1				ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
	市町村民税	9	255, 000	114, 294	3	35, 000	17, 403	891			
	道府県民税	9	255, 000	76, 198	3	35, 000	11, 603	594			

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) (条例で定めるものに対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	1	5, 000	180	7	168, 000	9, 240
道府県民税	1	5, 000	120	4	60, 000	2, 080

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	1	160, 000	21, 960	1	150, 000	1	10,000			
道府県民税	1	160, 000	14, 640	1	150, 000	1	10,000			

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	18	588, 000	145, 674					
道府県民税	15	480, 000	93, 038					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

6 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

ワンストップ特例のために、確定申告の代りとなる申請書の寄付先自治体への提出が必要である、という制度内容と、確定申告が必要となる場合(年末調整実施の給与所得者等でかつ寄付先が5自治体までの者以外)の周知徹底。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

地方創生に資するツール(財源及び返礼品による自治体のアピール)としてさらに積極的に活用してVきたいと考えている。

都道府県名 山形県 市区町村名 大蔵村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

	地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
区分				左の)うち、ふるさ。	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分		
	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
市町村民税	2	15, 000	6, 060						
道府県民税	2	15, 000	4, 040						

区分		の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	2	21, 000	960	3	53, 000	2, 820
道府県民税	2	21,000	640	3	53, 000	1,880

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税										
道府県民税										

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	7	89, 000	9, 840				
道府県民税	7	89, 000	6, 560				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 山形県 市区町村名 鮭川村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0) うち、ふるさ b	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	3	809, 000	294, 720	0	0	0	0		
	道府県民税	3	809, 000	196, 480	0	0	0	0		

区分		の2第1項第2号 こ規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	5	230, 000	13, 200	2	25, 000	1, 260
道府県民税	5	230, 000	8, 800	2	25, 000	840

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
						左位	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	10	1, 064, 000	309, 180				
道府県民税	10	1, 064, 000	206, 120				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

2 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

申告特例の通知書が届いたが、確定申告をしたため、適用していない。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

制度に関してまだまだ住民の方の理解がされていないと感じる。

都道府県名 山形県 市区町村名 戸沢村

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0) うち、ふるさ b	こ納税ワンストッ	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	7	180, 000	75, 872	1	60, 000	34, 800	3, 530		
	道府県民税	7	180, 000	50, 582	1	60, 000	23, 200	2, 370		

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) (条例で定めるものに対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	2	230, 000	13, 560	7	313, 000	14, 437
道府県民税	2	230, 000	9, 040	7	313, 000	9, 305

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税										
道府県民税										

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	16	723, 000	103, 869				
道府県民税	16	723, 000	68, 927				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

1 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

とくになし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

とくになし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

とくになし

都道府県名 山形県 市区町村名 高畠町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には, (1) ~ (3) のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

Ī			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの									
		(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)										
	区分				左の)うち、ふるさ ⁸	と納税ワンスト	ップ特例制度適用分				
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	52	4, 065, 000	1, 719, 856	12	310, 000	192, 236	21, 462				
	道府県民税	52	4, 065, 000	1, 146, 580	12	310, 000	128, 162	14, 309				

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 に規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	5	34, 840	960	42	4, 804, 753	248, 334	
道府県民税	5	34, 840	640	42	4, 804, 753	153, 636	

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの			,	- 1 =		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		左の内訳 共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	3	414, 000	54, 806	2	187, 000	2	15, 000	2	212, 000
道府県民税	3	414, 000	36, 538	2	187, 000	2	15, 000	2	212, 000

		合計	
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	102	9, 318, 593	2, 023, 956
道府県民税	102	9, 318, 593	1, 337, 394

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

27 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

申請のあった自治体すべてから通知が来ているのかをチェックできないのが不安である。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし

<Ⅲ. その他>

都道府県名 山形県 市区町村名 川西町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分			(11:72-7)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分							
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	32	2, 819, 000	1, 186, 340	9	380, 000	217, 209	28, 185				
	道府県民税	32	2, 819, 000	790, 900	9	380, 000	144, 809	18, 792				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの 第314条の7第1項第3号及び第4号 附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	10	1, 360, 700	79, 002	11	589, 500	9, 090
道府県民税	10	1, 360, 700	52, 668	11	589, 500	6, 060

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの		左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	3	178, 800	10, 368	0	0	3	107, 600	3	71, 200	
道府県民税	3	178, 800	6, 912	0	0	3	107, 600	3	71, 200	

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	56	4, 948, 000	1, 284, 800					
道府県民税	56	4, 948, 000	856, 540					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

17 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

期限までに申告特例通知書の送付がなく、申告相談会場において確定申告を受付けた後に、申告特例通知書が送付されてきた場合の、住民に対する指導や対応について苦慮する。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 山形県 市区町村名 小国町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

Ī			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分			(田地)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分							
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
	市町村民税	11	1, 367, 000	564, 922	2	164, 000	96, 002	19, 604				
	道府県民税	11	1, 367, 000	376, 615	2	164, 000	64, 002	13, 069				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) (条例で定めるものに対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	12	57, 000	1, 980	2	44, 700	2, 442
道府県民税	12	57, 000	1, 320	2	44, 700	1, 668

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
						左位	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	1	9,000	420	0	0	1	1,000	1	8,000
道府県民税	1	9, 000	280	0	0	1	1,000	1	8, 000

	合計						
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)				
市町村民税	26	1, 477, 700	569, 764				
道府県民税	26	1, 477, 700	379, 883				

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

実情を見ると、単に返礼品目的でのふるさと納税が見受けられ、本来の目的と納税者の意識が少しずれているように思われる。一方でこうした面から、各自治体はふるさと納税に対する取り組みがますます重要になってくると思われる。

都道府県名 山形県 市区町村名 白鷹町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)									
	区分			(相)1旦/1	5年、川川村、村別区に対りの首印金) 左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分							
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)				
Ī	市町村民税	25	1, 735, 000	740, 555	8	372, 000	205, 983	31, 294				
j	道府県民税	25	1, 735, 000	493, 707	8	372, 000	137, 324	20, 864				

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) 地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)						
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	
市町村民税	4	165, 000	0	9	3, 354, 824	182, 331	
道府県民税	4	165, 000	0	9	3, 354, 824	121, 554	

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	38	5, 254, 824	922, 886					
道府県民税	38	5, 254, 824	615, 261					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

12 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

なし

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

なし

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

なし

都道府県名 山形県 市区町村名 飯豊町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3)「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には、道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0	りうち、ふるさと	と納税ワンストッ	ップ特例制度適用分		
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	9	450, 000	201, 243	2	60,000	33, 602	3, 431		
	道府県民税	9	450, 000	134, 164	2	60, 000	22, 402	2, 288		

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金) (条例で定めるものに対する寄					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	8	539, 000	31, 380	8	126, 000	6, 210
道府県民税	8	539, 000	20, 920	8	126, 000	4, 140

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの						
						左位	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道府県民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)						
市町村民税	25	1, 115, 000	238, 833						
道府県民税	25	1, 115, 000	159, 224						

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。



- 3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。
- ・特例外となった場合、課税側の事務が煩雑化する。・申請書が遅れ課税後に届いた。控除漏れは、納税義務者 自身から、申し出のない限りチェックできないため制度の更なる周知が必要。
- 4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。
- ・制度が分かりづらい、わかりやすい資料の提供に努めてほしい
- ・申請後、特例対象とならなくなった場合の手続きについて教えてほしい

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

特になし

都道府県名 山形県 市区町村名 三川町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

			地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分				左0) うち、ふるさ b	こ納税ワンストッ	ップ特例制度適用分			
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)			
	市町村民税	20	1, 278, 000	518, 782	6	154, 000	85, 206	9, 683			
	道府県民税	20	1, 278, 000	345, 859	6	154, 000	56, 806	6, 456			

区分	地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の 7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの (共同募金、日本赤十字に対する寄附金)					
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	2	40, 000	2, 160	19	1, 039, 789	49, 818
道府県民税	2	40,000	1, 440	19	1, 039, 789	33, 212

	3つのうちい	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳						
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金				条例で定めるものに対する寄附 金			
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)		
市町村民税	3	125, 000	57, 888	2	110, 000	1	3, 000	3	12, 000		
道府県民税	3	125, 000	38, 592	2	110,000	1	3,000	3	12, 000		

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	44	2, 482, 789	628, 648					
道府県民税	44	2, 482, 789	419, 103					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

10 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

件数がそれほど多くなかったため、事務的な面での変化は特に感じていない。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

特になし。

<Ⅲ. その他>

都道府県名 山形県 市区町村名 庄内町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、 日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄 附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

Ī		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分	'			左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分					
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	55	2, 326, 000	1, 098, 505	22	744, 000	402, 395	46, 212		
	道府県民税	55	2, 326, 000	732, 348	22	744, 000	268, 270	30, 810		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 こ規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	6	63, 200	3, 090	20	1, 135, 400	60, 164
道府県民税	6	63, 200	2, 060	20	1, 135, 400	40, 109

	3つのうちいずれか2以上に該当するもの			左の内訳					
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	7	63, 000	10, 233	1	20, 000	6	6, 500	7	36, 500
道府県民税	7	63, 000	6, 822	1	20,000	6	6, 500	7	36, 500

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	88	3, 587, 600	1, 171, 992					
道府県民税	88	3, 587, 600	781, 339					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

54 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について 記入してください。

給与支払報告書の提出期限と近い時期に送付されるため、書類が膨大で授受に不安が残った。紙でなく データで送付いただいた方が確実だと思う。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

確定申告を行うと、ワンストップ特例が破棄される点が理解できなかったという意見が複数あった。

<Ⅲ. その他>

5. 平成27年度上半期において、ふるさと納税実績額が450億円を超えるなど、実績額が伸びているところです。このような状況や、貴団体におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況を踏まえ、今後のふるさと納税制度のあり方など、ふるさと納税制度に対する意見について、記入してください。

当事者の意思に基づいていたとしても、現実に行政サービスを受けている自治体の税が減少することには違和感を感じる。返礼品目当てのふるさと納税が横行すれば、所得と担税力のバランスから課税される住民税の平等性を失するのではないかと感じる。

都道府県名 山形県 市区町村名 遊佐町

< I. ふるさと納税に係る控除額等>

- 1. 平成28年度課税における、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況について記入してください。
 - ※例年、「市町村税課税状況等の調」において回答いただいている項目について、<u>平成28年6月1日時点で把</u> 握している数値を回答していただくものです。
 - ※計上の方法については、課税された個人単位で判定するものとし、同一人物について市町村民税分と道府 県民税分で計上する列がずれることがないようにすること。市町村民税分もしくは道府県民税分のいずれ か一方が「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄に該当する場合にはもう一方も同欄に記載す るものとする。
 - (1)「地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの(都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)」欄には、都道府県等に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、「左のうち地方税法附則第7条及び第7条の2の申告特例控除が適用される寄附金に係るもの(ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分)」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。「左のうち申告特例控除額」欄には、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額を記入する。
 - (2)「地方税法第37条の2第1項第2号又は第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に係るもの(共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金)」欄には、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (3) 「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係る もの(条例で定めるものに対する寄附金)」欄には,道府県又は市町村の条例で定めるものに対する寄附 金に係る人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。
 - (4)「左の3つのうちいずれか2以上に該当するもの」欄には、(1)~(3)のうちいずれか2以上に該当する場合に、人数、寄附金額及び寄附金税額控除額を記入する。また、その内数として「都道府県、市町村、特別区に対する寄附金」、「共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金」及び「条例で定めるものに対する寄附金」に該当するものの人数及び寄附金額をそれぞれ記入する。

		地方税法第37条の2第1項第1号又は第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に係るもの (都道府県、市町村、特別区に対する寄附金)								
	区分			(型、相)	左のうち、ふるさと納税ワンストップ特例制度適用分					
		人数(人)	寄附金額 (円)	控除額(円)	人数(人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	左のうち、申告特例控除額 (円)		
	市町村民税	36	1, 879, 000	891, 678	11	315, 000	174, 887	16, 923		
	道府県民税	36	1, 879, 000	594, 458	11	315, 000	116, 594	11, 283		

区分	7第1項第2号	の2第1項第2号 こ規定する寄附 日本赤十字に対	金に係るもの	地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は 第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄 附金に係るもの (条例で定めるものに対する寄附金)		
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)
市町村民税	8	52, 300	2, 178	9	52, 500	2, 070
道府県民税	8	52, 300	1, 452	9	52, 500	1, 380

	3つのうちい	ずれか2以上に訂	亥当するもの			左位	の内訳		
区分				都道府県、市町村、特別区に 対する寄附金		共同募金、日本赤十字社に対 する寄附金		条例で定めるものに対する寄附 金	
	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)	人数 (人)	寄附金額 (円)
市町村民税	4	57, 000	2, 940	0	0	4	18, 000	4	39, 000
道府県民税	4	57, 000	1, 960	0	0	4	18, 000	4	39, 000

	合計							
区分	人数 (人)	寄附金額 (円)	控除額 (円)					
市町村民税	57	2, 040, 800	898, 866					
道府県民税	57	2, 040, 800	599, 250					

2. 平成28年度分の課税において申告特例控除が適用されることとなった者(ふるさと納税ワンストップ特例の適用者)に係る申告特例通知書の総件数を記入してください。

11 件

3. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、平成28年度の課税実務経験を踏まえた意見について記入してください。

確定申告した方は、ワンストップ特例が該当しないため、ワンストップ特例希望者が確定申告しているか確認する必要があった。税務署より確定申告書がすべて届いた後から当初賦課までの短期間での確認作業が大変であった。

4. ふるさと納税ワンストップ特例制度について、住民(寄附金税額控除を受けようとする納税義務者)から寄せられたご意見やご要望などを記入してください(複数回答可)。

<Ⅲ. その他>